

(別添2)

ケベック市宣言

(林野庁仮訳)

温帯林等の保全と持続可能な経営の基準・指標 モントリオール・プロセス

我々、モントリオール・プロセスのワーキング・グループのメンバーであるアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、メキシコ、ニュージーランド、韓国、ロシア連邦、米国、ウルグアイの各国は、

森林及びその持続可能な経営が持続可能な開発に果たす重要な役割を再確認し、

また、基準・指標がメンバー国における森林のモニタリング・評価・報告並びに持続可能な森林経営を達成するための政策や活動の改善に果たす重要な役割を再確認し、

各国が温帯林等の保全と持続可能な経営のための包括的な基準・指標を承認した 1995 年 2 月 3 日の「サンティアゴ宣言」を想起し、

持続可能な森林経営のための基準・指標の実施及び、他の基準・指標のプロセスに対してモントリオール・プロセスで培った経験を応用することに関して、世界の多くの国が幅広く関心を有していることを認識し、

各メンバー国の貢献と協力によって、1997 年の「第 1 回概略レポート」及び 2000 年の「温帯林等の保全と持続可能な経営のための基準・指標の実施における進歩と改良」が作成されたことに勇気づけられ、

また、森林生態系やその社会的価値に関して現在までに得られた科学的知見に基づき、国レベルでの森林の状況や傾向を政策決定者や一般市民に知らせるため、モントリオール・プロセスの 7 つの基準と 67 の指標を用いた最初の国別森林レポートをメンバー各国が発表したこと、並びに、

国別森林レポートに記載された情報や進捗状況を要約した「2003 年モントリオール・プロセス第 1 回森林概要レポート」が、メンバー各国の協力によって発表されたことに勇気づけられ、

データ収集や指標の計測には課題が残されている中で、メンバー国が今後 5 年間、基準・指標を用いて森林に関するモニタリング・評価・報告を行う能力を向上させるために努力しつづけることを歓迎し、

さらに、戦略的意思決定、森林資源調査、利害関係者の参加、政策決定者との対話促進のための枠組として、また、放牧地、淡水等の他の天然資源に関するモニタリング・評価・報告のモデルとして、基準・指標を活用する国が増えつつあることを歓迎し、

各国における努力・取組の推進、持続可能な森林経営やその計測手法に関する知見の共有、能力開発を目的とするメンバー国間における二国間もしくは地域的なパートナーシップや協力の促進等、国際的な協力のための対話の場としてのモンリオール・プロセス・ワーキング・グループの価値を確認し、そして

モンリオール・プロセスによって承認された7つの基準が全てのタイプの森林において持続可能な森林経営の本質的な要素であることを確信し、

以下の事項を決定する。

国レベルのモニタリング・評価・報告の重要な手段としてモンリオール・プロセスの基準・指標を実施していく決意を再確認すること。

モンリオール・プロセス・ワーキング・グループに対する積極的な参画と協力を継続すること。

メンバー国の基準・指標を用いた森林に関する報告能力をさらに向上させ、政策決定者や他の利害関係者に対して持続可能な森林経営に向けた各国の進捗状況をよりの確に知らせるための手段として、別添に記載された活動を承認すること。

カナダ政府に対し、今ここケベック市で開催されている第12回世界林業会議及び2004年5月にジュネーブで開催される第4回国連森林フォーラムの場において、メンバー国を代表して本宣言の採択について報告するよう要請する。

2003年9月22日
カナダ・ケベック市

添付資料

モントリオール・プロセスの長期ビジョン：2003 - 2008

注：以下の記載内容は「概要レポート」の要約からの抜粋によるものである。

モントリオール・プロセス・ワーキング・グループ及びそのメンバー国の今後5年間の活動の重点は、各国が基準・指標を用いて報告を行う能力をさらに向上させ、持続可能な森林経営に向けた各国の進捗状況を政策決定者に対してよりの確に知らせることにある。この目的のため、以下の活動を実施していく。

- 1．報告能力を向上させるため、データ目録の作成手続を見直し、改善し、共有すること
- 2．基準・指標の全国もしくは地域的な適用に関する普及資料を作成すること
- 3．メンバー国間の技術協力を促進すること
- 4．モントリオール・プロセスの指標を見直し、必要であれば改善すること
- 5．モントリオール・プロセスの成果をよりわかりやすく、全てのレベルで利用できるようにすること
- 6．各国が必要なデータの収集に資源を投入できるような戦略を策定すること
- 7．国内の関連する利害関係者の広範な参加を推進し続けること
- 8．大学や他の教育機関が持続可能な森林経営や基準・指標に関する最新の情報を教育課程に組み込むよう促すこと
- 9．各国又は国際的な機関が計測困難な指標に関する研究を実施するよう促すこと
- 10．他の基準・指標プロセスとの対話、協調、協力を推進すること
- 11．国連森林フォーラム（UNFF）を含む国際的な対話の場に対して持続可能な森林経営に関する国別報告を行うための基礎として、基準・指標を活用すること
- 12．既存の地域的・国際的な基準・指標プロセスに対して共通の枠組を与えるため、世界共通の基準の国際的な承認を求めること
- 13．他の分野や持続可能な開発のための指標に関する国際的イニシアチブに対して、森林の基準・指標の応用を促進すること
- 14．他の国に対して、モントリオール・プロセスのワーキング・グループのメンバーとなるよう促すこと